

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

マックスバリュ九州は、「すべてはお客様のために」を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」という経営理念のもと、その実現のために、企業の透明性を高めることで株主をはじめとして、従業員、お客さま、お取引先さま、地域社会等のステークホルダーからの信頼を高めるとともに効率的な経営が実現できるコーポレート・ガバナンスを目指しております。

経営と執行の分離を目指し、2016年5月より委任契約型執行役員制度を導入するとともに、経営陣に対する監視、不正防止の見地から、常勤監査役、非常勤監査役を選任し、株主に対する責任を重視したチェック機能の強化に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、経営の監督機能を維持・強化し、経営の健全性の充実を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ 上場会社として、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【基本原則1】株主の権利・平等性の確保

月次の売上動向等の定量情報や株主総会参考資料等について、ウェブサイトを活用した開示に加え、新規出店や店舗改装についての実施やその内容等の定性情報においても、ウェブサイト上にニュースリリースを発信することにより、当社に関する情報の入手を容易にし、株主の権利行使や平等性の確保に努めております。

また、当社の主要株主であるイオン株式会社及びそのグループ会社との関連当事者取引につきましては、第三者であるお取引先さまと条件面や価格面等において公正に比較検討いたしております。関連当事者取引を実行する際には、その重要度に応じて取締役会決議や裁決伺による書面裁決等をルール化しており、さらに法令に基づき、有価証券報告書等により適切にその内容を開示いたしております。

【基本原則2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働

イオングループ共通の「イオン行動規範」に則り、お客さま、地域社会、お取引先さま、株主さま、従業員等のステークホルダーの立場を尊重するよう取り組んでおります。

【基本原則3】適切な情報開示と透明性の確保

開示すべき発生事実に係る情報については、当該情報の発生時点で管轄部署である経営管理部が情報を把握したうえで情報開示担当取締役へ報告し、事実の確認と開示要件の確認を行います。当該情報が開示対象情報と判断された場合には、代表取締役社長に報告の上、速やかな開示を行います。

決定事項や決算に係る情報につきましては、当社取締役会にて決議後、速やかに開示手続きを行います。

【基本原則4】取締役会等の責務

取締役会は、取締役会規則に則り、経営上の重要事項の決議を行い、報告を受けます。取締役及び執行役員は、取締役会の決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役会に報告しております。取締役会は、構成員6名のうち2名を独立社外取締役として選任しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。

【基本原則5】株主との対話

株主総会は、毎年5月に交通アクセスの良い福岡市・博多駅周辺で開催しており、株主さまからのご質問には真摯にお答えするよう心掛けております。また、半期ごとにマスコミ及び機関投資家向け決算説明会を、福岡市と東京都内で開催しており、代表取締役社長自らが決算の内容や事業の状況について説明をしております。さらに、イオン株式会社、イオン九州株式会社と合同で「株主懇談会」を年1回実施しており、株主さまとの建設的な対話に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	5,815,501	77.00
マックスバリュ九州従業員持株会	141,901	1.87
マックスバリュ九州共栄会	125,700	1.66
横尾 由佳	50,660	0.67
株式会社エーブル	39,000	0.51

山本 ススミ	37,800	0.50
ミニストップ株式会社	32,800	0.43
マックスバリュ西日本株式会社	30,240	0.40
三菱食品株式会社	30,000	0.39
加藤産業株式会社	30,000	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 **更新**

当社の親会社は、イオン株式会社であり当社の株式の77.00%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

イオングループの各社とは、商品の仕入、店舗不動産賃借、クレジット及び電子マネー債権回収業務委託等の取引を行っております。取引条件はグループ企業以外の企業と同様の条件で決定することにより、少数株主の保護に努めております。
また、今後、グループ企業との新規取引が発生する場合は、グループ企業以外の企業と同様の条件であることを社内会議または稟議書にて審議・決定することにより、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)を中心とするイオングループに属しております。
イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供などを行い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めた各事業会社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の上を目指しております。
なお、親会社であるイオン株式会社は九州地区において、当社の事業と競合する事業は営んでおりません。
2. 当社の属するイオングループは、8兆円を超える売上規模を活かし、グループでの共同調達や効率的なサプライチェーンの構築に取り組み、コスト低減を進め、プライベートブランド商品「トップバリュ」の開発や、メーカーや国内外の産地と直取引を拡大し、お客さまにとって価値ある商品の開発と魅力的な価格の実現に努めております。
当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青木 孝一	他の会社の出身者											
林田 スマ	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 孝一	○	-	長年会社の経営に携わっており、培われた知識・経験等を活かして、当社の経営に対する確かな助言・監督を期待しており、社外取締役・独立役員として適任と考えます。
林田 スマ	○	——	アナウンサーとして培われた豊富な経験や高い見識等を当社の経営に生かしていただくとともに、女性生活者の立場から見た小売業に対する商品・サービス等についての確かな判断を期待しており、社外取締役・独立役員として適任と考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査、内部監査、会計監査は、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるよう努めております。

例えば、監査役は監査法人による会計監査の際、意見交換等を行い、監査状況の把握に努めるとともに、経営監査部とも定期的に情報交換を行い、内部監査の進捗状況を確認しております。また、経営監査部は、内部監査の執行にあたり、監査法人と監査の結果明らかになった課題等を共有し、改善に向けた協議を行うことにより質の高い内部監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古賀 和孝	弁護士													
久家 基裕	その他													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古賀 和孝	○	-	弁護士としての専門的見地より経営の監督と健全な経営のため適切な発言と助言を行っており、当社監査役として適任であると認識しております。また、独立役員としての要件も満たしていることから独立役員に指定しております。
久家 基裕		株式会社山陽マルナカ(当社親会社の子会社)の常勤監査役です。	イオン株式会社のコーポレート・コミュニケーション部等で培われた専門的知識を活かし、当社の経営に対して的確な助言・監督がいただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

-

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、取締役の報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものにするため株式報酬型
ストックオプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

直近事業年度における全取締役に対する報酬額は次のとおりです。
取締役 92百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

定期的に開催される監査役会において、常勤監査役と社外監査役は情報の共有化を図るとともに、経営監査部は内部監査に基づく報告を監査
役会へ適時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
当社の取締役会は6名で構成されており、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時必要な時に開催しております。
取締役会は業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を行っており、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を
決議しております。
2. 経営会議
当社の経営会議は、取締役、執行役員、事業部長、新店・活性化推進部長、経営監査部長及び常勤監査役の21名で構成されており、毎月2回
開催しております。
経営会議は業務執行に必要な報告・審議などを行い、業務遂行の迅速化を図ることを目的とした機関です。
3. 監査役会
当社は監査役会設置会社です。当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の計4名で構成されております。非常勤監査役2名は
会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
監査役4名は取締役会に出席し、うち常勤監査役は、経営会議などの重要な会議にも出席しております。

4. 内部監査及び監査役監査

当社は内部監査部門として経営監査部を設置しており、専任担当者8名が担当しております。経営監査部は、年度監査計画を立案し、経営諸活動が、経営方針、計画に基づき効果的かつ適切に遂行されているか及び社会性、公共性、遵法性を健全に保持しているかどうかを監査し、具体的な改善方法を助言、勧告しております。

監査役は、取締役会に出席するとともに、毎月1回監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。また、常勤監査役は本部・店舗等での監査を行い、経営監査部からの報告をもとに監査役会にて協議し、情報の共有化を図っております。

5. 会計監査の状況

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、監査契約に基づいて定期的な会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は野澤啓氏及び池田徹氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他9名で構成されております。

なお、有限責任監査法人トーマツ及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を2名選任しております。また、4名の監査役(社外監査役2名)により取締役の業務執行状況を監視・監督することにより、経営活動が適正に遂行できる体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月中旬から下旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回程度、東京都内において証券アナリスト等を対象に開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にてIRを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の基準に基づく環境保全活動の実施 植樹活動の実施 当事業年度はイオンタウン(株)やイオン環境財団との共催により、地域のお客さまとともに植樹しました。 *マックスバリュ長与中央店 3,336本(2017年5月13日(土)) *宮崎県綾町 イオンの森づくり 1,200本(2017年11月4日(土)) *大分県竹田市植樹 6,400本(2017年11月11日(土)) トレイ、牛乳パックおよび空き缶のリサイクル運動、買物袋持参運動並びにマイバスケケット運動の実施 レジ袋の有料化(大分県及び熊本県内の30店舗) レジ袋の代金としてお客さまからお預かりした50千円(2016年度分収益金)については、大分県に9千円並びに熊本市に41千円寄付いたしました。 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」活動の実施 福祉の増進、環境保全、環境学習、文化・芸術の振興などの分野で活躍する団体への助成を12,792千円実施いたしました。 「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」の実施 「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」では、ご投函いただいたお買い上げレシート合計額の1%を寄付いたしました。 *「東北・熊本応援 黄色いレシートキャンペーン」(2017年3月9日から3月11日まで) 「東日本大震災ふくしまこども寄付金」1,365千円 「ふるさとくまもとづくり応援」3,185千円 エコキャップ活動の実施 ペットボトルキャップの回収を57店舗で実施し、その収益金304千円を認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」へ寄付いたしました。 各種募金活動の実施 当事業年度も募金活動を積極的に実施し、お客さまから総額で20,905千円の募金をいただきました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「全てはお客さまの為に」を経営基本理念とし、お客様・従業員・株主・お取引先・地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを5つの経営理念として掲げております。この原理・原則に沿って、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり決議しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

当社の事業が健全かつ継続的に発展するため、内部統制の体制の整備を進め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の業務の適正を確保するため、この基本方針を制定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制の基本方針)

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすためコンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定しています。
- 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定すると共に各主管部署から定期的に報告を受けます。
- 当社はイオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度(イオン行動規範110番)にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行いません。
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保します。
- 反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して会社をあげて組織的に対応する風土を醸成します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制(情報の保存、管理体制の基本方針)

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- 取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理(アクセス・開示に関する事項を含む)、保存を行います。
- 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
- 個人情報保護については、個人情報コンプライアンスマニュアルに基づき対応しています。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(リスクマネジメント体制の基本方針)

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- 取締役は取締役会の決定により、社員は職務権限規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。
- 内部統制担当を選任し、各部門担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理し、リスク管理の状況を取締役会またはその他重要な会議において定期的に報告します。
- 取締役は、自己の担当領域に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等により全従業員に徹底します。
- 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規程・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(権限の明確化とチェック体制の基本方針)

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については経営会議及び取締役会において決定します。
- 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部署・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規程・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めます。

5. 当社並びにその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ経営における業務の適正確保の基本方針)

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- イオングループ各社の関係部門が定期的に担当会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めていきます。但し、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制とします。
- 親会社との利益相反取引については、当社の利益を損なわない方策を講じます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置します。

7. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役スタッフについては、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得るものとします。

8. 使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社の監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先するものとします。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。
- 常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進めます。

- c. 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
- d. 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていきます。
- e. 当社は、当社監査役へ報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員等に周知徹底します。
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- f. 当社の監査役が、その職務の執行について予算外の費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、保安部を所管部署とし、警察出身の保安部長が警察等と連携を取って対応しております。各事業部には、警察出身の保安担当者を設置し、各店舗を巡回して防犯に努めるとともに、不当な要求に対しては保安部長と連携をとって機動的に対応しております。

また、新規取引先等と取引を開始するにあたり、総務部にて反社会的勢力に該当するか否かをチェックし、かつ、取引基本契約書にて反社会的勢力隔絶条項を織り込んでおります。さらに年1回程度、既存の取引先について、該当の有無をチェックしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報（投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報）を適性かつ迅速に開示するため、以下の体制を整えております。

1. 会社情報の適時開示の社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、原則として社内各部門より取締役会に付議され、審議・承認を経て、取締役開発・管理担当の指示により、管理統括部・経営管理部が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、迅速な開示を行うため、社内各部門より代表取締役社長に伝達され、確認を得た後、取締役開発・管理担当の指示により、管理統括部・経営管理部が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

管理統括部・経営管理部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、取締役開発・管理担当の指示により管理統括部・経営管理部が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

2. 会社情報の管理部署及び適時開示のチェック機能

開示情報の管理責任部署を管理統括部・経営管理部（社員8名）とし、取締役開発・管理担当を、会社情報の管理、公表の総括責任者としております。

取締役開発・管理担当は、取締役会及び経営会議に出席し、会社情報の把握が行える体制を整えております。

管理統括部・経営管理部は、取締役開発・管理担当の指示により、会社情報について適性かつ迅速に開示を行うため、東京証券取引所の定める規則と照合し、適時開示の必要性の検討を行っております。

また、必要に応じ顧問弁護士、公認会計士の指導を得ております。